平成２９年（フ）第５７３号
さいたま市北区日進町２丁目1607番地２　日進住宅１―307、旧住所さいたま市北区日進町２丁目1291番地
破産者　柳田　彬巨
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８４号
岐阜県不破郡垂井町府中1662番地の４　イレブンハウス西
破産者　所　　彰裕
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第９０号
岐阜市菅生１丁目２番９―103号(アムール)、申立時の住所岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬1793番地15
破産者　香田　美和
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
岐阜県不破郡垂井町宮代555番地の１　コスモハイツＡ201号
破産者　加藤　廣司
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
岐阜県大垣市熊野町２丁目19番地　レオパレス山中　108号室
破産者　柴田　大輔
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第２１８号
静岡県御前崎市佐倉3239番地の５　斉藤住宅洗井Ａ棟、旧住所静岡県御前崎市池新田2229番地の１　ピュアエリート１―Ｄ
破産者　川田　惠子
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２９号
静岡県牧之原市細江2664番地　ラッフィナート101、旧住所静岡県焼津市小川3614番地
破産者　北川欽四郎
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３８号
愛知県一宮市開明字北葭野38番地２　ハイムリバーサイド301号
破産者　古畑　　剛
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第６８号
愛知県豊川市千両町糸宅50―１、住民票上の住所愛知県豊川市若鳩町３番地の６
破産者　加藤　浩二
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第６９号
愛知県豊川市千両町糸宅50―１、住民票上の住所愛知県豊川市若鳩町３番地の６
破産者　加藤美貴代
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３９３９号
大阪市淀川区三国本町１丁目15番４―109号
破産者　芦田　和明
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７３９号
大阪府吹田市千里山東２丁目22番18号
破産者　サン・メディカルこと　辻　　一平
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９６１号
大阪市東住吉区駒川４丁目18番21号　プレアール駒川　４Ａ号
破産者　冨永　泰之
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０９０号
大阪市中央区南久宝寺町１―６―10エステムプラザミッドプレイス815号室、開始決定時大阪府東大阪市東石切町４丁目１番16号（住民票上の住所）東京都江戸川区西葛西６丁目21番３―107号
破産者　田中　美江
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１３７号
大阪市生野区巽南５丁目17番６―701号
破産者　森本　健一
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７２１号
大阪市東住吉区今川１丁目５番８号
破産者　小林　通夫
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９６６号
大阪市住之江区浜口東２丁目９番13号
破産者　桑原　宏彰
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１４６号
大阪市東淀川区大道南２丁目20番４号　サンシャルム大阪屋　205号
破産者　盛　　利明
1　決定年月日　平成29年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部